

消防法による命令の公示

対象物の所在地 大川市大字三丸 1 7 5 5 番地 2

対象物の名 称 福喜別館

命令を受けた者の氏名 有限会社福湯すし 取締役 福湯 英雄

上記対象物は、消防法違反と認めますので、令和7年11月21日、下記のとおり命令した。

記

命令事項

- 令和8年2月28日までに、建物全体に消火器を設置すること。
- 令和8年2月28日までに、建物全体に屋内消火栓設備を設置すること。
- 令和8年2月28日までに、建物全体に自動火災報知設備を設置すること。
- 令和8年2月28日までに、1階東側廊下及び厨房部分に誘導灯を増設すること。

令和7年11月21日

久留米広域消防本部 大川消防署長

注意

- この標識は、消防法第17条の4第3項の規定により準用する同法第5条第3項の規定に基づき設置したものです。
- この標識を損壊した者は、法律により罰せられることがあります。